



各 位

平成 19 年 1 月 11 日

会 社 名 株式会社キューソー流通システム
代 表 者 の 代表取締役社長 平田 章
役 職 氏 名
(登録銘柄 コード番号: 9369 東証一部)
問い合わせ先 常務取締役 村田 憲一
電 話 番 号 042-441-0711 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 22 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 当社が設置する機関についての規定を新設するものであります。(変更案第 4 条)
- ② 株券を発行する旨を定めるために、条文を新設するものであります。(変更案第 7 条)
- ③ 単元未満株主が行使することができる権利を定めるために、規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
- ④ 株主総会において株主が議決権を代理行使する場合の代理人の人数を従前どおり 1 名とする旨規定するために、条文を変更するものであります。(変更案第 17 条)
- ⑤ 株主総会議事録につきましては、会社法および法務省令の規定に基づいて記載することとするため、現行の規定を修正するものであります。(変更案第 18 条)
- ⑥ 定款の定めによって、株主総会の招集に際して株主総会参考書類等に記載すべき情報について、インターネットを利用する方法で開示した場合には、株主に対して提供したものとみなすことが可能となりますので、株主の皆様への早期伝達を行うために、必要な規定を新設するものであります。(変更案第 19 条)
- ⑦ 定款の定めによって、取締役会の書面決議が可能となりますので、取締役会の機動的な運用が行えるよう、規定を新設するものであります。(変更案第 27 条)

- ⑧ 社外取締役および社外監査役が期待される役割・機能を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第31条、第41条)
なお、第31条および第41条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑨ 上記の他、会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するとともに、会社法施行に伴い不要となる規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 将来の業務拡大に備えて通関業および労働者派遣事業を目的に追加するものであります。
(変更案第2条)
- (3) 株主の皆様のさらなる利便性向上のため、公告方法を電子公告に変更するものであります。
(変更案第5条)
- (4) また、従前の附則についてはすでに効力を失っているため、これを削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年2月22日(木)
定款変更の効力発生日	平成19年2月22日(木)

以上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社キューソー流通システムと称し、英文では、K.R.S. Corporationと表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 倉庫業2. 各種瓶缶詰類その他一般物品の包装、荷造ならびに配送等の引受業務3. 第一種利用運送事業4. 運送取次事業5. 貨物自動車運送事業 <p>(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none">6. 自動車および物流に係る車輛機器、備品の販売ならびにリース業7. 自動車分解整備業8. 工業用、車輛用各種燃料、油脂の販売9. 損害保険代理業10. 物流情報の販売業11. 生鮮食品、保存食品、加工食品等の各種食料品および日用雑貨品の販売12. 不動産賃貸業 <p>(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none">13. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都調布市に置く。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 倉庫業2. 各種瓶缶詰類その他一般物品の包装、荷造ならびに配送等の引受業務3. 第一種利用運送事業4. 運送取次事業5. 貨物自動車運送事業<u>6. 通関業</u><u>7. 自動車および物流に係る車輛機器、備品の販売ならびにリース業</u><u>8. 自動車分解整備業</u><u>9. 工業用、車輛用各種燃料、油脂の販売</u><u>10. 損害保険代理業</u><u>11. 物流情報の販売業</u><u>12. 生鮮食品、保存食品、加工食品等の各種食料品および日用雑貨品の販売</u><u>13. 不動産賃貸業</u><u>14. 労働者派遣事業</u><u>15. 前各号に付帯する一切の業務</u> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、3,660万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条 (1単元の株式の数) 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>第7条 (単元未満株券の不発行) 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、3,660万株とする。</p> <p>(株式の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第8条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第9条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(<u>単元未満株式の権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割り当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿および株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(基 準 日)</p>	
<p>第10条 <u>当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p>
<p style="text-align: center;">(招 集)</p>	<p style="text-align: center;">(招 集)</p>
<p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>2 株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内に招集する。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p>
	<p>第14条 <u>当社は毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会の招集権者および議長)</p>
<p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(株主総会決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもってこれを行なう。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出することを要する。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議 事 録)</p> <p>第15条 株主総会における<u>議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>	<p>(株主総会議事録)</p> <p>第18条 株主総会における<u>議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数) 第16条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、株主総会で選任する。</p>	<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する</p>
<p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを</p>
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期満了すべき時までとする。</p>	<p>2 (削 除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>
<p>2 取締役会は、取締役社長1名を選任するほか、必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるほか、必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>3 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の定めるところにより業務を執行する。</p>	<p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行なう。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第27条 <u>(取締役会の決議の省略)</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、<u>当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 <u>(取締役報酬)</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(顧問および相談役)</p> <p>第24条 取締役社長は、取締役会の決議により、顧問または相談役を委嘱することができる。</p>	<p>(顧問および相談役)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第31条 監査役会における<u>議事の経過の要領</u>およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における<u>議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役報酬)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任および任期)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人報酬)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとし、<u>営業年度末日をもって決算を行なう。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年12月1日から翌年11月30日までの<u>1年</u>とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に対し、<u>これを支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議により、毎年11月30日<u>現在の</u>最終の株主名簿等に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対し、<u>剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)</u>を行なうことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日<u>現在の</u>最終の株主名簿等に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対し、<u>会社法454条第5項に定める中間配当</u>を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の金銭には利息をつけない。</u></p>
<p><u>附則</u></p> <p>1 <u>平成14年11月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第27条「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。なお、本附則は、前記監査役全員が退任した時をもってこれを削除する。</u></p>	<p>附則 (削 除)</p> <p>1 (削 除)</p>